

南三陸警察署からのお知らせ



飲酒運転の根絶

～飲酒運転は犯罪です！～

県民の責務

- 1 飲酒運転しない
- 2 飲酒運転をさせない
- 3 飲酒運転車両に乗らない

「1杯だけなら大丈夫」
は通用しません。
「二日酔いも飲酒運転」です。

飲酒運転で失う6つの宝

- ①命（死亡事故に直結）
- ②家族（家族離散）
- ③仕事（会社を解雇）
- ④信用（マスコミ報道）
- ⑤免許（運転免許の取消し）
- ⑥お金（罰金・遺族補償）

「酒類提供罪」「車両提供罪」「車両同乗罪」を知っていますか？

飲酒運転に関わったら、厳重に処罰されます。

- 車で来た人にお酒を勧めた場合
- お酒を飲んだ人に車を貸した場合
- お酒を飲んだ人が運転する車と一緒に乗った場合

「私は運転しないから大丈夫」といった甘い考えは通用しません。

飲酒運転をした人の大半は、「飲食店」「自宅」で飲酒後に車を運転しています。周りの人のちょっとした気遣いが飲酒運転を防ぎます。

☎ 南三陸警察署 ☎46-3131

南三陸消防署からのお知らせ

土砂災害の避難情報について

大雨による土砂災害の恐れがある場合、市町村から発令する避難情報は3種類あり、その一つに「避難準備・高齢者等避難開始」があります。



避難指示（緊急）	緊急に避難する。 避難できない場合は、屋内待機など命を守る行動をとる。
避難勧告	速やかに避難する。
避難準備・高齢者等避難開始	避難準備を整え、早めの行動を心掛けます。 ただし、お年寄り、体の不自由な人はこの時点で速やかに避難を開始しましょう。

大切な命を守るため、テレビや防災無線から情報収集を行い、早めの避難を心掛けましょう！

☎ 南三陸消防署 ☎46-2677 / 歌津出張所 ☎36-2222



町指定 記念物（名勝）^{くもたき} 蜘蛛滝（行者の道）^⑧ 樋の口

昔、田東山は、僧の修行の場でした。田東山が「西の行場（修験道の修行の場）」だったのに対し、滝のある場所は「東の行場」だったと言われていました。そしてこの滝には大きな土蜘蛛が住んでおり、しばしば修行者を悩ませたとの話が伝わったことから「蜘蛛滝」と言われるようになりました。

伊里前から弘川に向かって県道弘川町向線を進んでいくと、右側に行者の道の案内看板があります。そこを右折し、上沢集会所や樋の口会館の前を通り先に進んでいくと、舗装道路から石畳、そして山道へと入っていきます。

新緑の5月、色彩も鮮やかなつじを楽しむとともに、行者の道を歩いてみるのはいかがでしょうか。

☎ 教育委員会生涯学習課 ☎46-2639